

2023. 10. 12

弁護士 田中泰雄

関西在住の県外患者の訴訟に関わって

1 はじめに

1979 (S54) 年4月 弁護士登録

2 チッソ水俣病関西訴訟について

(1) 経緯

大阪・水俣病を告発する会 1970.8 → 関西訴訟を支える会

関西水俣病患者の会 1975.3

阪南中央病院 (大阪府松原市) 1978年より診察

行政不服審査手続

上申書運動 主治医の診断を尊重せよ

1982 (S57) .3月 現地調査

4.18 原告団結成 (当初患者36名→59名)

10.28 大阪地裁に提訴

(2) 原告患者の置かれた状況

患者を完全に放置、無視 認定制度の破綻 棄却のための検診拒否

現地では生活できず関西へ

切り捨てられてこのままでは死ぬのを待つだけ

(3) 訴訟の目的

- ・ 国・熊本県の発生、拡大、放置責任を明らかにする (国賠訴訟の困難)
- ・ 水俣病患者であることを認めさせる (52年判断条件の打破)
- ・ 被害に見合う賠償 (適正な損害額の定立)

1983年～患者の学校授業への参加

(4) 和解と95年政治解決の拒否

大阪地裁の和解勧告 (1992.12.7) 国は応じない

1994 (H6) .7 大阪地裁判決

政治解決の実態

行政責任を認めない。 政治的・道義的責任のみ表明

水俣病患者と認めない。

低額な解決金 患者の窮状につけこんだ第2の見舞金契約

(5) 大阪高裁逆転勝訴（2001.4.27）の要因

第1審以来の多数の証人尋問（別紙）

熊本大学 浴野教授の中枢説への転換

岡山大学 津田教授の疫学 曝露群と非曝露群の比較対照

食中毒事件

昭和35年1月以降の排水規制の不作为

感覚障害は主として大脳皮質が損傷されることによる。複合感覚の障害が特徴的
認定申請していれば除斥期間満了とならない

逆転棄却、減額された患者14名 合計5918万2802円のチッソへの

返還問題

(6) 2004（H16）.10.15 最高裁判決の意義

- ・ 政治決着ずみという行政の圧力にもかかわらず行政の（発生）拡大防止責任を認める（但し、高裁判決同様責任割合4分の1）。
- ・ 人の生命・健康の価値こそ最大限尊重されなければならない、既存の法律を積極的に活用すべき
- ・ 行政の水俣病認定基準である52年判断条件の正当性（医学的知見に基づくもので科学的であるとの主張）を認めなかった。

滝井繁男最高裁判事の話

(7) 判決後の原告患者のおかれた状況と行政の動き

環境衛生部長による謝罪 遺族宅を含む

医療費、手当（通院交通費、付添費）の支給

熊本県の対策（H16.11.29）

環境省 今後の水俣病対策について（H17.4.7） 橙（柿）色の医療手帳

水俣病問題に係る懇談会 病像はとりあげない H3の中公審答申のまま

行政認定されないと意味がないとの意見

2009年 特措法 第3の彌縫策

3 F氏認定義務づけ訴訟について（関西訴訟勝訴原告）

(1) なぜ認定義務づけ訴訟を提起したか（2007.5.16）

52年判断条件に固執し、救済のしくみをあらためない。

二重基準の是正

(2) 2010（H22）.5.14 大阪地裁判決

2012（H24）.4.12 大阪高裁逆転敗訴判決

2013（H25）.1.17 上告受理申立を受理

司法審査のあり方と公健法の解釈にしばって

同年2.3 佐藤猛医師 顛末書

H23.6 F氏につき症例検討の結果、水俣病と診断

(3) 2013（H25）.4.15 最高裁判決の意義

水俣病は一つ 行政が狭く限定づけようとする規範内容を取りこんだ概念に根拠はない。

52年判断条件該当者は水俣病の一部でしかない。

総合的検討により個別具体的に判断すればよい

感覚障害だけの水俣病もある。

特措法によって公健法の意味内容が影響されるものではない。

田原睦夫最高裁判事の話

(4) H25.5.7 控訴取下げして、1審判決確定 認定

4 I氏ほかのチッソに対する補償協定上の地位確認請求

(1) 2007.8.15 I氏認定（以後、保留患者を中心に関西訴訟勝訴原告について認定6名）

チッソは環境省と協議 国賠判決で支払解決ずみとして協定拒否

2009.7.29 チッソ相手に受益の意思表示をして1600万円の請求
訴訟提起

認定されていない状況での賠償判決であることをどう考えるか

損害は全て回復されていたので、協定締結の余地はない

2013.7.29 最高裁で敗訴確定

(2) 2014.12.8 F氏、M氏 提訴

2017.5.18 大阪地裁判決

本件協定はチッソが甚大な被害を水俣病患者にもたらしたことを反省し、司法において損害賠償として認容される程度を超えた救済を行うことを定めたもの。

不法行為に基づく損害賠償請求権の内容が判決によって確定しているかどうかを問わない。

協定本文3項の「認定された患者」について、損害賠償請求を選択した者を除外する趣旨であったとはいえない。

5 K氏の行政不服審査請求と認定義務づけ訴訟について

52年判断条件を見直さず、平成26年新通知により曝露条件を限定する施策棄却決定の文言変更

「居住歴、魚介類の摂食状況等から有機水銀に対する曝露歴を有するものと考えられる」

↓

「有機水銀に対する相当程度の曝露があったことが確からしいとは認められませんでした」

以上

証 人 一 覧

1. 第一審

- 川本輝夫 (チッソ水俣病患者連盟委員長、水俣市議会議員)
鱧淵健之 (元熊本大学学長、厚生省食品衛生調査水俣食中毒特別部会長)
伊藤蓮雄 (元水俣保健所長、熊本県衛生部長)
高野武悦 (厚生省食品衛生課長【58年～62年】)
井出哲夫 (荏原インフィルコ社研究課長【60年当時】)
聖成 稔 (厚生省環境衛生部長【58年～61年】)
半谷高久 (東京都立大教授)
古沢長衛 (59年4月経企庁水質保全課長)
大八木義彦 (東京教育大学助教授)
藤岡大信 (通産省企業局工業用水課長【59年8月～62年6月】)
秋山武夫 (通産省軽工業局長【59年8月～61年1月】)
左近友三郎 (通産省工業用水課長補佐【59年4月～60年6月】、共同石油社長)
清浦雷作 (東京工業大学教授)
奥野重敏 (熊本県経済部水産課課長補佐【56年3月～58年8月】)
原田正純 (熊本大学医学部助教授)
貝塚俊樹 (熊本県環境衛生課長【61年6月～70年6月】)
三嶋 功 (熊本県水俣病認定審査会会長)
藤木素士 (筑波大学教授) (控訴審でも)
衛藤光明 (元熊本大学医学部講師)
永松啓爾 (元熊本県・鹿児島県水俣病認定審査委員)
向野和雄 (熊本県水俣病認定審査委員)

2. 控訴審

- 汲田卓蔵 (経済企画庁水質調査課長補佐【59年4月～62年3月】)
北野博一 (新潟県衛生部長【64年8月～68年6月】)
津田敏秀 (岡山大学医学部講師【当時】)
浴野成生 (熊本大学医学部講師【当時】)
井形昭弘 (元鹿児島大学学長、鹿児島県認定審査会会長)
衛藤光明 (国立水俣病総合研究センター臨床部長)
永松啓爾 (被告側申請) (証言時は大分県立病院長)